

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にAに本社があるB会社に採用され、同年〇月〇日、C県D市所在のB会社D製作所（以下「会社」という。）に配属され、プリント基板の試験装置の設計開発業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から、当時の係長の態度が冷たくなつたと感じ、不眠、うつ状態、脱毛等の症状が出現し、その後も就労はしていたが、症状はひどくなる一方であったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「うつ病、不眠症」と診断され、以後、通院治療を続けている。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は、初診に至る経過の中で明らかに症状が発現したとされる平成〇年〇月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものとされている。請求人の申述及び本件の経緯等からみて、当審査会としても専門部会の当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定している。当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外」について

ア 請求人は、コント工時代の上司との確執等について、その心理的負荷の強度は「中」と判断されるべきであると主張するが、請求人は、平成〇年〇月

以降、アンプ工に担当業務が変更されており、上記（１）のとおり、請求人が平成〇年〇月上旬頃本件疾病を発病したことを踏まえれば、コント工時代の出来事は、発病前６か月以内の出来事に該当せず、また、認定基準で発病前６か月以前であっても評価するとされる請求人に対するいじめなどの事実を裏付ける資料も見当たらないため、請求人の上記主張は認められない。

イ 請求人は、アンプ工に配置換えになった後、マンパワー不足となったが、この状況は解消されることがなく、請求人の負荷は大きかった旨主張する。

確かに、平成〇年〇月、アンプ工のリーダーFが休むようになり、同年〇月にはもう一人の担当Gが他の部署に異動した事実が認められるため、当該事実に係る出来事は認定基準別表１「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。しかしながら、請求人がアンプ工に配置換えになってから上記のマンパワー不足の状況に至るまで１年以上の時間が経過していたこと、また時間外労働時間数の大幅な増加は認められないなどの事情を総合的にみて、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

（５）したがって当審査会としても、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないと判断する。

３ 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。